

支給決定伺		本人・家族	一般・就学前・高齢	ア・イ・ウ・エ・非課税・多数		
常務理事	事務長	貸付の可・否 ()		貸付年月日	年月日	取得日 年月日
		貸付決定額 ¥		貸付期間	年月日 ～年月日	喪失日 年月日
課長	担当者	保険対象自己負担額①		標準報酬月額 千円		認定日 年月日
		高額算定自己負担限度額②		①-②×80%=		抹消日 年月日

高額医療費資金貸付申込書 兼 借用書 (年 月診療分)

被 保 険 者 記 入 欄	被保険者の記号・番号		-	事業所の名称		
	被保険者の氏名			被保険者の生年月日		年月日
	療養を受けた者の氏名			続柄	生年月日	年月日
	傷病名		・傷病が、けが又は腰痛等（腰痛は被保険者のみ）の場合、別に「負傷原因報告書」の提出が必要です。 ・原因が第三者の行為による場合は、申込前に当組合へご連絡ください。			
	療養を受けた期間		年月日～同月日（日間）		診療区分	入院・外来
	療養を受けた医療機関（保険薬局）の名称					
	上記医療機関（保険薬局）の所在地・連絡先		Tel			
	払渡希望金融機関の名称 （預金の種類・番号・名義）		銀行 信用金庫 信用組合	支店	（普通・当座第 号） フリガナ 名義人氏名	
	上記高額医療費資金貸付を受けたいので申し込みます。また、貸付金額は高額療養費の支給をもって返済します。 年月日 Tel () - 住所 〒 -					
	SGホールディングスグループ 健康保険組合 理事長様				被保険者（申込者）氏名	
事業主証明欄	高額医療費貸付の申し込みをした上記被保険者は、上記療養を受けた期間中、当事業所で在籍している者であることを証明します。 年月日 名称 所在地 代表者名				受付印 ㊟	

*申込書に、必ず内訳の分かる領収書コピー又は請求書コピーを添付し、事業主へ提出してください。

任意継続被保険者は事業主の証明は必要ありません。

*ボールペン等消えない筆記用具でご記入ください。鉛筆、消せるボールペン（フリクション等）は不可です。
 ご不明な点がございましたら SGホールディングスグループ 健康保険組合 Tel (075) 343-6570 までお問い合わせください。

別紙の注意事項を必ずお読みください。

《高額医療費資金貸付制度》

別紙

医療機関へ高額な医療費を支払った（の請求があった）場合に、高額療養費の支給を受けるまでの間、無利子で医療費の貸し付けを受けることができます。

対象は、高額療養費の支給を受ける見込みのある被保険者及び被扶養者です。

また、貸付金額が 10,000 円以上になる場合に貸し付けします。

＜貸付額＞

・高額療養費支給見込み額の 8 割とし、その額が 10,000 円以上から貸し付けします。（1,000 円未満切捨）

※食事代や差額ベッド代等の保険適用外の費用は貸付できません。

＜申し込み＞

・「申込書兼借用書」は、1 人・1 ヶ月（暦月）ごと・医療機関（保険薬局）ごとに 1 枚ずつ作成してください。

また、同じ医療機関で〈入院〉と〈外来〉がある場合にもそれぞれ作成してください。

・払渡希望口座は被保険者名義の口座を記入してください。

・内訳の分かる領収書コピー又は請求書コピーを添付してください。

・傷病が、けが又は腰痛等（腰痛は被保険者のみ）の場合、別に負傷原因報告書を提出してください。

・被保険者が市町村民税の非課税者であるとき、非課税証明書を提出してください。

・「申込書兼借用書」は必要書類を添付し事業所の健康保険事務担当へ提出してください。

＜申し込み後のながれ＞

①健康保険組合にて「申込書兼借用書」を受け。

②審査後、「高額医療費資金貸付可否決定通知書」を発行し、貸し付けの「可」・「否」を通知します。

また、同時に通知した貸付決定額を指定の口座へ振り込みます。

③高額療養費決定後（およそ診療月から 3～4 ヶ月後）、高額療養費より貸付金額を精算し、貸付金振込口座へ振り込み、精算書を交付します。（※高額療養費と精算できないときは、その金額をお返しいただきます。）

※貸付金精算前に住所、氏名、口座の変更、被保険者資格を喪失された場合必ず健康保険組合へ連絡してください。

【参考】

70 歳未満の自己負担限度額の計算式（平成 27 年 1 月診療分～）

標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (医療費の総額 - 842,000 円) × 1%	※多数 140,100 円
標準報酬月額 53 万円～79 万円	167,400 円 + (医療費の総額 - 558,000 円) × 1%	※多数 93,000 円
標準報酬月額 28 万円～50 万円	80,100 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) × 1%	※多数 44,400 円
標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円	※多数 44,400 円
非課税世帯	35,400 円	※多数 24,600 円

※多数・診療月前の一年以内に既に 3 回以上高額療養費に該当している場合（4 回目から該当）。

高額療養費の計算式（注意：貸付の対象となるのは、次の計算式で出た金額の 8 割が 10,000 円以上の場合です。）

保険適用分の窓口負担額 - 自己負担限度額

[例] 1 ヶ月に A さん（70 歳未満）が B 病院で医療費総額 700,000 円 窓口負担（3 割）210,000 円で、多数に該当しない場合

＜標準報酬月額 32 万円の場合＞

自己負担限度額 = 80,100 円 + (700,000 円 - 267,000 円) × 0.01 (1%)
= 84,430 円

高額療養費 = 210,000 円 - 84,430 円
= 125,570 円

高額医療費資金貸付金額 = 125,570 円 × 0.8 (80%)
= 100,456 円 → 1,000 円未満切捨のため ≒ **100,000 円** の支払い

＜標準報酬月額 53 万円の場合＞

自己負担限度額 = 167,400 円 + (700,000 円 - 558,000 円) × 0.01 (1%)
= 168,820 円

高額療養費 = 210,000 円 - 168,820 円
= 41,180 円

高額医療費資金貸付金額 = 41,180 円 × 0.8 (80%)
= 32,944 円 → 1,000 円未満切捨のため ≒ **32,000 円** の支払い